

## 飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例（案）に関する意見回答

No.	受付日	P	条 文	意 見 内 容	意 見 回 答	備 考
1	2月4日	2	第2条第1号	「下線部挿入」 ～社会生活に制限を受ける状態（障がい者手帳の所持ではなく）にあるものをいう。	当条例案では、意図的に障がい者手帳については、触れていません。つまり、障がい者手帳の有無は必然ではないと考えており、あえて表記をしていません。	
2	2月4日	3、4	第6条、第7条、第10条	市民の理解を深める為、各区の区民の集会の際、障がい者の勉強会を行う。意見交換会等もよいと思う。市から各区長へ通達する、というのもよいかと。	第6条 啓発活動及び第10条 交流の機会の充実の条文にもありますように、市民の理解を深めるための取り組みを進めてまいります。	
3	2月4日	4	第10条第2項	「下線部挿入」 ～障がいのある人もない人もお互いに <u>合った</u> コミュニケーションを図り～	「コミュニケーション」とは、一般的に人と人の中で、意思の疎通や心や気持ちの通い合いが行われることと解されています。従って、ご指摘いただいた文言を挿入しなくとも解釈できるものと解します。	
4	2月5日	5	第18条	障がいのある人が自立した生活ができるよう、住居や活動する場、必要なサービスの提供をし、生涯安心して暮らしていける取り組みを行ってほしい。（サービスの充実） 自立した生活とは、障がいの重い軽いにかかわらず、親が支援できなくなっても困らない生活。	第18条の条文どおり、制度間、世代間で障がい福祉サービスが途切れることが無いよう、今後とも必要な取り組みを進めてまいります。	
5	2月4日	6	第23条	「下線部挿入」 ～障がいのある人もない人も様々な場面で <u>多面的に</u> 考え、お互いに繋がり、～	ご意見をいただいた文言を入れなくとも、「お互いに繋がり、支え合う地域づくり」という文言に含まれるものと解します。	
6	2月4日	6	第27条	「下線部挿入」 ～文字表示、平易な表現（サイン、写真、絵図等）その他の～	当条例案を説明する際には、補足説明させていただきたいと思います。	